

取扱注意

令和7年度 危機管理マニュアル

1. 令和7年度教職員連絡網
2. 各対応時の情報伝達及び報告の確認
3. 緊急を要する教職員・児童・生徒の事故報告について
4. 学校危機管理マニュアル（基本型）
5. 学校危機管理（基本型）フローチャート
6. 具体的事象毎のフローチャート
 - (1) 学校事故（児童負傷等）
 - (2) プール指導時の事故
 - (3) 「いじめ」事象
 - (4) 熱中症 症状別救急処置
 - (5) 学校給食における異物混入
 - (6) フッ化物洗口における誤飲
 - (7) 校地内への不審者侵入
 - (8) 学校生活時間内における火災
 - (9) 学校生活時間内における自然災害
 - (10) ミサイル発射時の対応

中津市立深水小学校

2. 令和7年度危機管理について（各対応時の情報伝達及び報告の確認）

1 児童生徒に係る緊急不測の事件・事故について

- (1) 教育活動中の重大な事故（教科活動・特別活動・部活動）
- (2) 児童生徒の非行による重大な事件
- (3) 不審者による校内での危害行為
- (4) 感染症・食中毒等による児童生徒の健康被害
- (5) その他（交通事故・水難事故・登下校時の不審者情報・その他私生活上の事故等）

平成17年10月13日「緊急不測の事件・事故発生時の情報伝達要項の制定について」より

【情報伝達経路】

- ①速報（各学校→市教委→教育事務所へ）【電話で一報】
→その後速やかに電子メールにて報告
- ②報告書（各学校→市教委→教育事務所へ）【各学校はメールにて市教委へ提出】
→報告書様式については education の事故報告等様式から該当する様式を選択（児童生徒の事件・事故等については全て第2号様式を使用する。事故等については地図及び状況がわかる図を添付する。（※地図・状況図の様式は問わない）
- ③追加報告（必要に応じて）

（6）「不審者情報」について

- ①市教委及び学校の対応

※市内発生の事案で状況に応じて下記対応をする

- 市教委 →①警察署（情報提供及び確認）→「まもめ～る」へ掲載
→②教育事務所（「第2号様式」で送信）
→③市生活環境課（防犯協会）→市内防犯パトロール隊等への連絡
→「青パト」でのパトロール強化
→中津市ホームページへ掲載
- ④各幼小中学校及び私立幼稚園3園へ情報提供
→⑤市子育て支援課（保育所関係へ情報提供）
- 学校 →①市教委
→②警察署（保護者が警察に連絡していない場合）
→③児童・生徒・保護者への指導及び啓発（文書等にて）
→④スクールガード等へ連絡・連携（状況に応じて）

2 「児童虐待等の通告」について

（1）要保護児童の通告義務（児童福祉法第25条）

「要保護児童（保護者のいない児童又は保護者に監護させることが不適当であると認められる児童）を発見したものは、…これを通告しなければならない。」

（2）児童虐待に係る通告義務（児童虐待防止法第6条）

「児童虐待を受けたと思われる児童を発見した者は、…速やかにこれを報告しなければならない。」

※①②とも、通告先は、市子育て支援課が第一義的窓口となる。

3 教職員事故・違反等について

【情報伝達経路】

- ①速報（各学校→市教委→教育事務所へ）【電話で一報】
→その後速やかに電子メールにて報告
- ②報告書（各学校→市教委→教育事務所へ）【各学校はメールにて市教委へ提出】
→報告書様式については education の事故報告等様式から該当する様式を選択
※事故の場合は現場の地図と状況がわかる図を添付して提出
- ③追加報告（必要に応じて）

4 自然災害について

- (1) 台風・積雪・豪雨等による臨時休校や途中登下校の報告→市教委報告（報告様式あり）
- (2) 上記の災害での人的・物的被害の報告 →市教委報告（報告様式あり）

5 その他

- (1) 犬・猫および家畜に関わること → 北部保健所（22-2210）、教育委員会（22-4941）
- (2) 鳥獣に関わること → 北部振興局（0978-32-0149）
中津市林業水産課、生活環境課、教育委員会（22-4941）

3. 令和7年度 緊急を要する教職員・児童・生徒の事故報告について

(令和7年4月) No.1

1 報告要領及び報告先

- (1) 電話により事故の概要を市教委へ報告（速報）する。（電話にて一報）
- (2) 一報後、速やかに報告書を作成して提出する。（※報告書様式は education→事故報告等様式に格納）
- (3) 報告については下記の担当者まで連絡をする。

① 教職員に係ること（不祥事、交通事故、体罰等）→【学校教育課 小野・板井】

② 児童生徒に係ること（校内外の事故等） →【学校教育課 山本・小野】
(児童生徒の事件・事故等については全て第2号様式を使用)

※緊急不測の事件・事故（危機管理事案）として市教委へ報告を要する事案

- ①教育活動中の重大な事故 ○教科等活動 ○特別活動 ○部活動
- ②児童生徒の非行による重大な事件
- ③不審者による校内での危害行為
- ④感染症・食中毒等による児童生徒の健康被害
- ⑤その他（交通事故・水難事故・登下校時の不審者情報・その他私生活上の事故等）

2 報告の流れ

小・中学校（幼稚園）



中津市教育委員会 TEL:0979-22-4941
FAX:0979-22-1492

※電話連絡による速報!!

※その後、できる限り早く各担当2名に様式による報告書の提出を!!

No.2

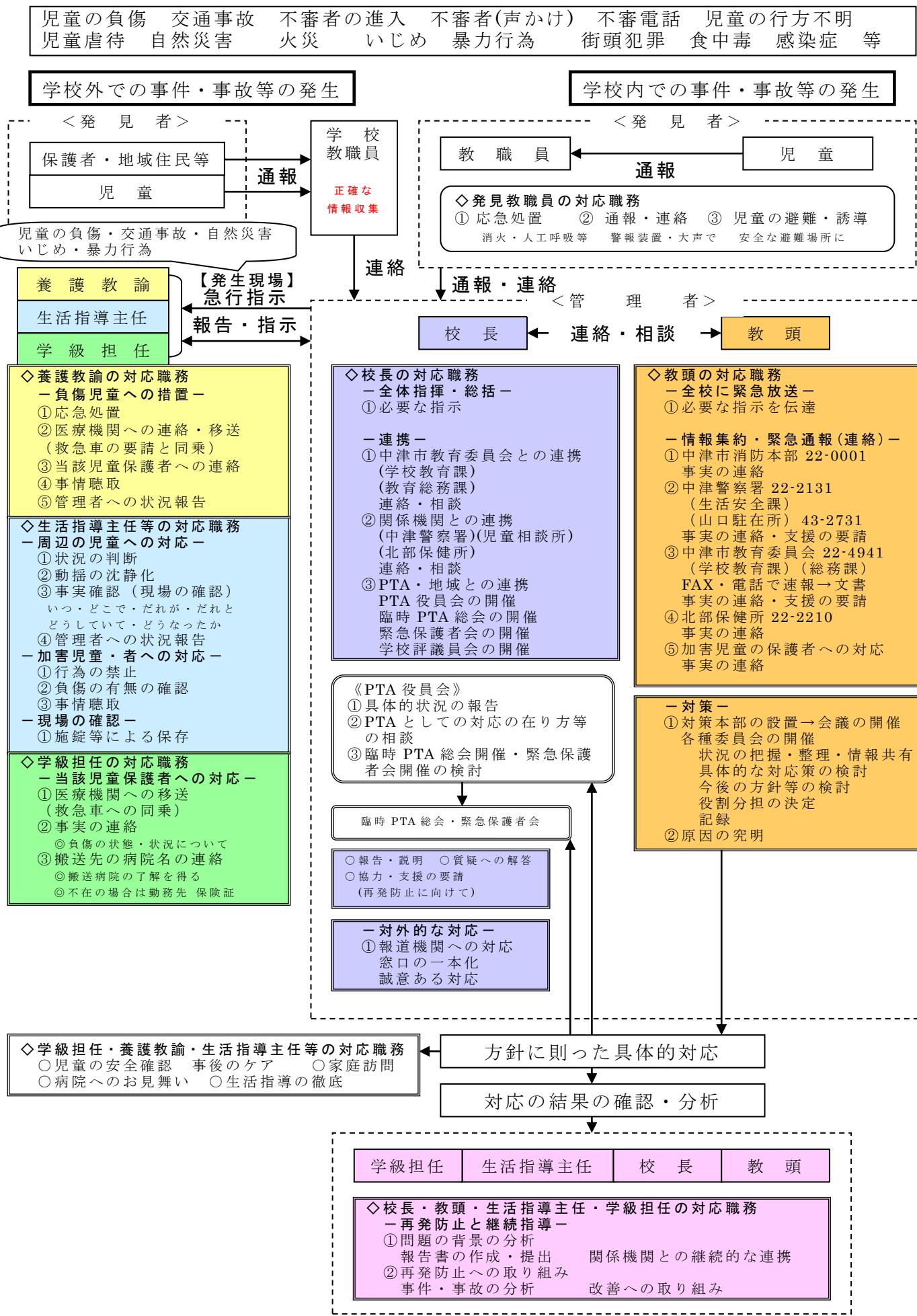
事故（内容）別	対象者	市教委等窓口	連絡先	
交通事故	児童生徒	山本・小野		
問題行動（生徒指導）	児童生徒	山本・小野		
器物損壊	区別無し			
体罰	教職員			
セクハラ関連	教職員			
交通事故（違反）	教職員			
人権問題		人権・同和対策課（内線 281）		
児童虐待（または疑い）	児童生徒	山本・小野	22-4941	
※具体的な事案、緊急時 ※一時保護を必要とする場合	児童生徒	* 子育て支援課 22-1111（内線 745） * 中津児童相談所 0979-22-2025 【深夜・休日・緊急時】 ※大分中央児相 24 時間対応へ 097-544-2016 (中津児相職員へ連絡してくれます)	22-4941 [児童相談所] ※ F A X 0979-23-5935	その他 [中津警察署] 22-2131 ※生活安全課

その他関係機関

- 犬・猫および家畜に関わること → 北部保健所（22-2210）、教育委員会（22-4941）
- 鳥獣に関わること → 北部振興局（0978-32-0149）
中津市林業水産課、生活環境課、教育委員会（22-1111 市役所）

4. 令和7年度 学校危機管理マニュアル

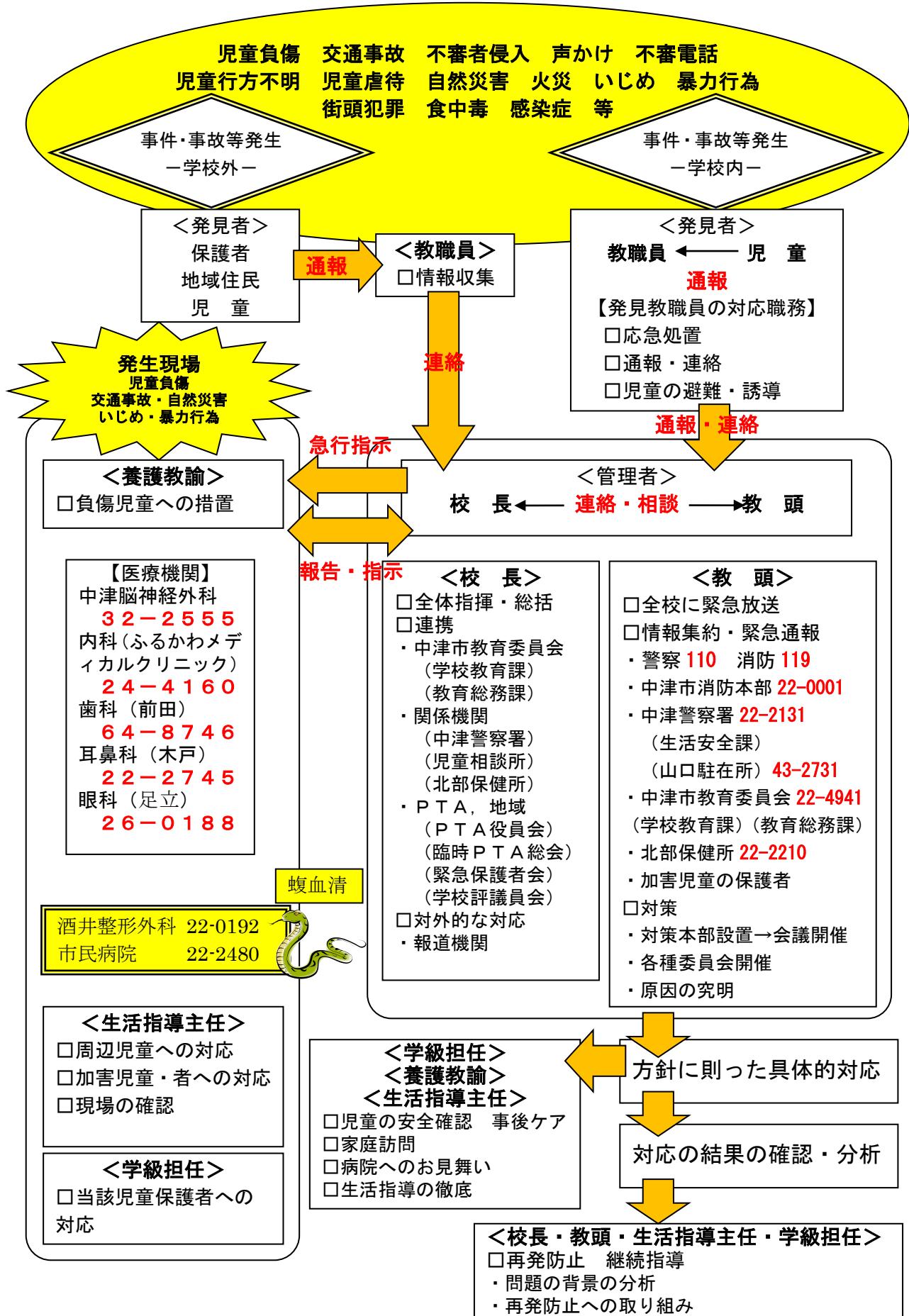
中津市立深水小学校



令和7年度

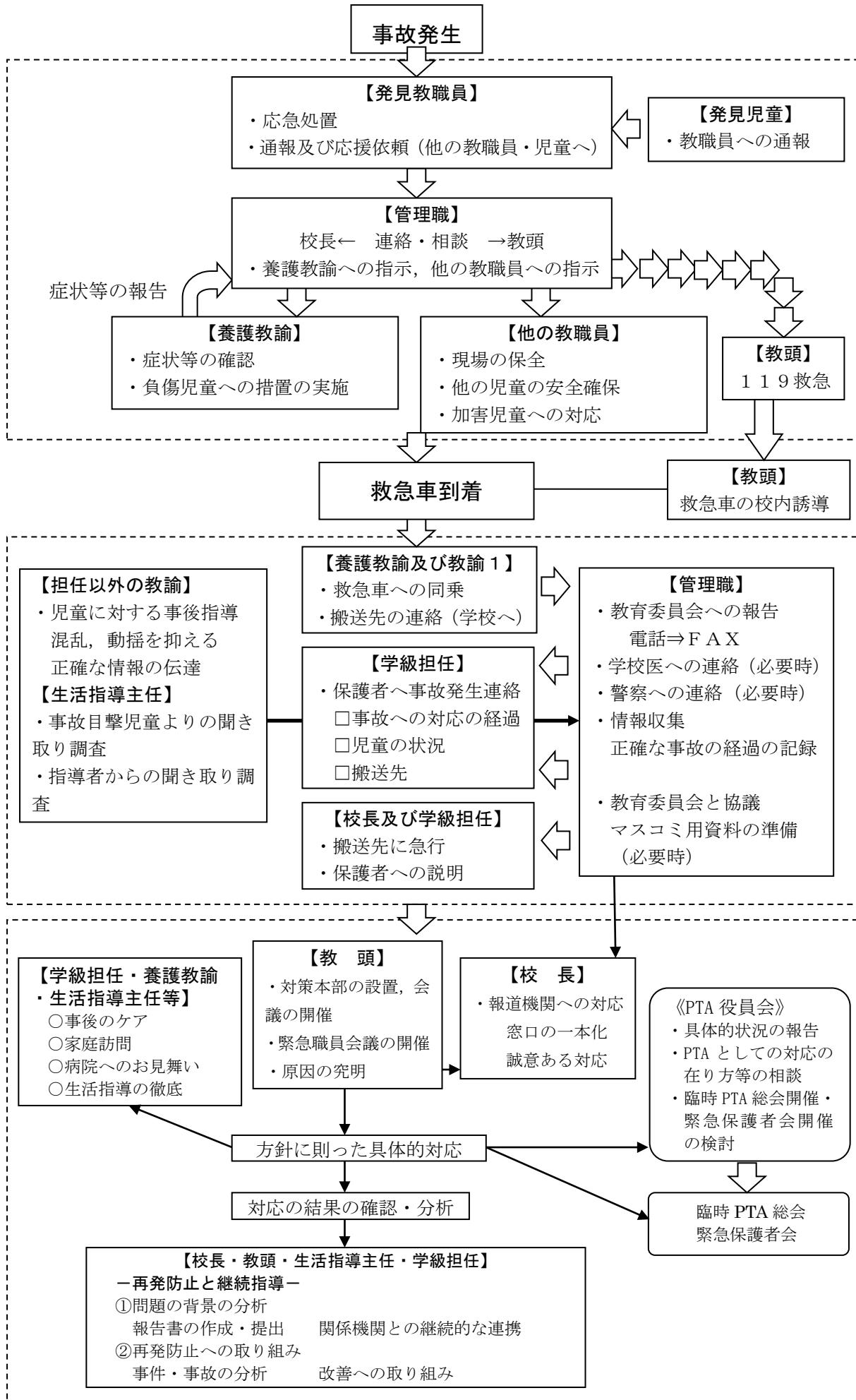
5. 学校危機管理（事件・事故等発生時緊急対応）マニュアル

—フローチャート—

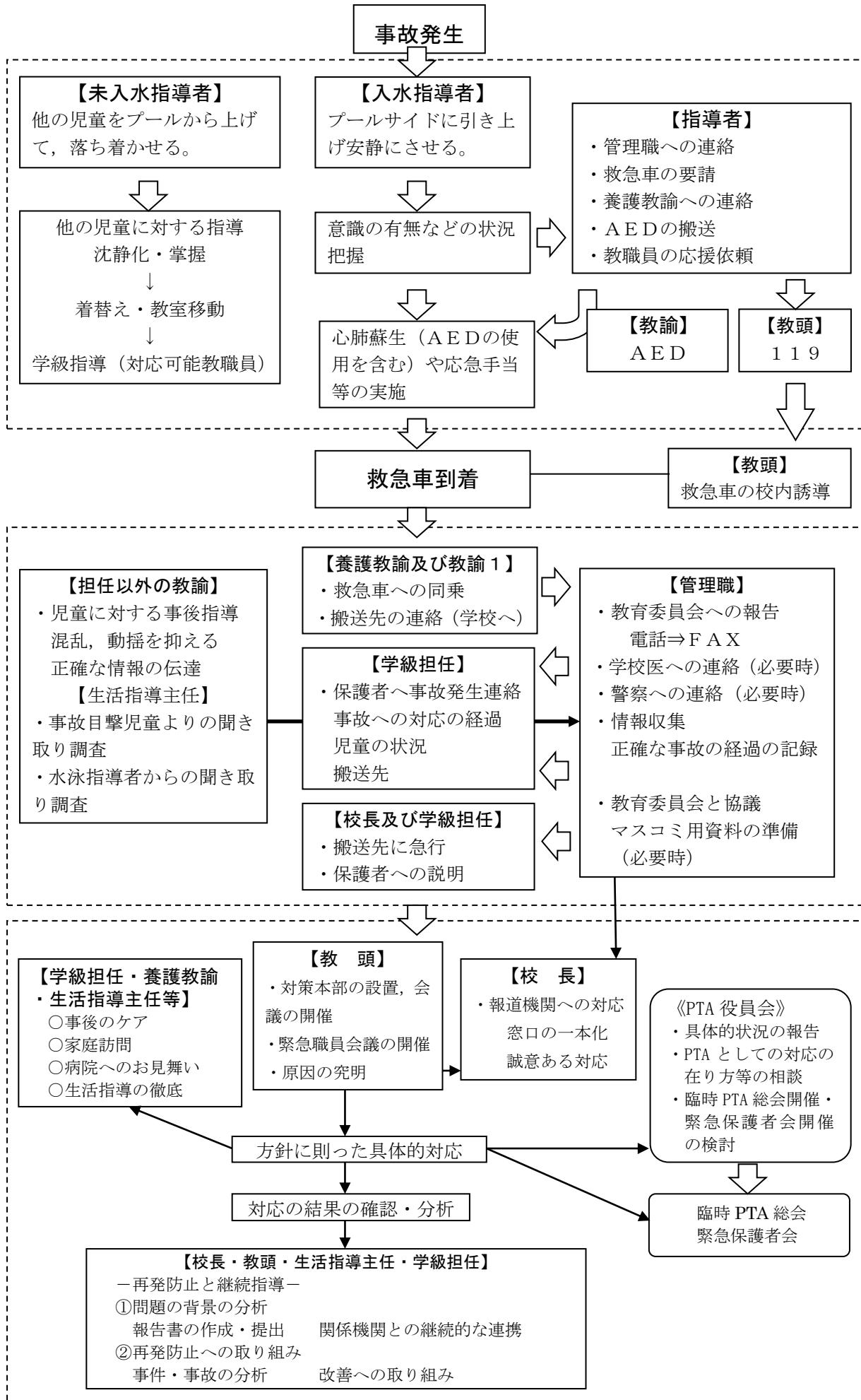


令和7年度

6- (1). 学校事故(児童負傷等)の危機管理マニュアル



令和7年度
6 – (2). プール指導時における危機管理マニュアル



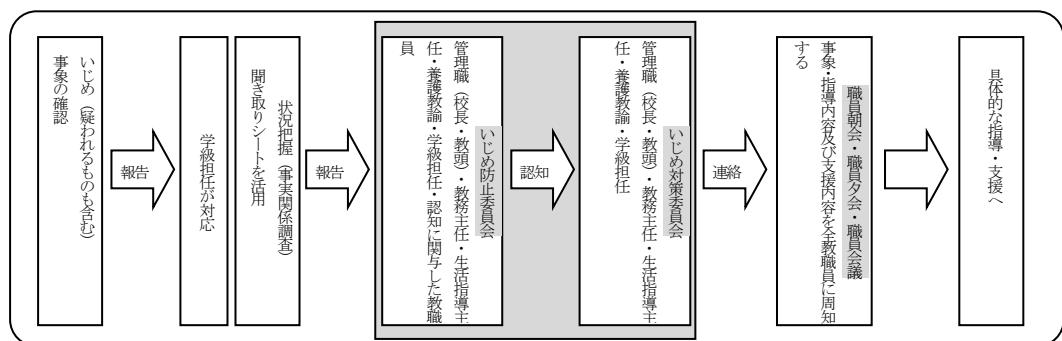
6 – (3). 令和7年度 「いじめ」事象における危機管理マニュアル

- (1) いじめに関する情報・いじめが疑われる情報を学校が把握した段階で、状況把握（事実関係調査）を実施
- (2) 状況把握（事実関係調査）をもとに、いじめ防止委員会で「いじめの認知」及び「いじめの深刻度レベル」を判断（その際、以下の基準に従う）

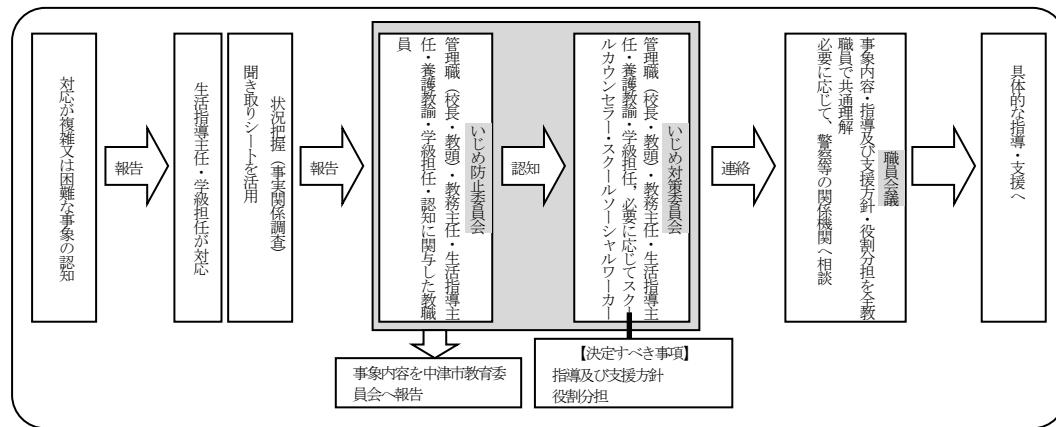
いじめの深刻度レベル	
レベルI	1対1の比較的軽度な言葉によるからかいや無視
レベルII	数名の軽度な言葉によるいじめ、仲間はずれ、無視
レベルIII	レベルIIが継続する。 蹴る、叩く、足をかける、物かくし等、精神的苦痛を伴う実害がある
レベルIV	長期間の集団無視、強要、ぬれぎぬ、服を脱がせる等重度の実害発生。 いじめによる不登校、転校を保護者・本人が検討
レベルV	万引き強要・怪我を伴う暴力・恐喝・窃盗・強姦・PTSDと診断される、自傷行為、死を語る

- (3) 判断した深刻度レベルに応じて、以下の手順で対応

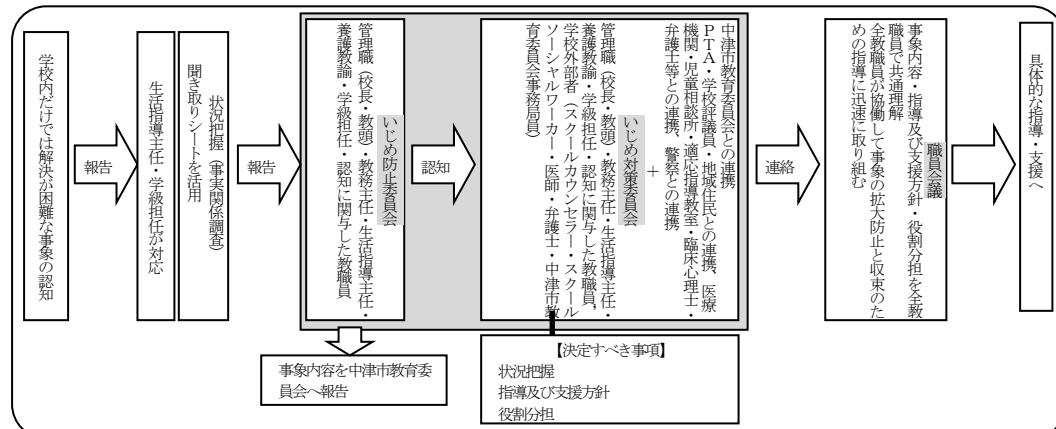
【レベルI】学校内での解決を目指す比較的軽度な事象



【レベルII・III】学校内での解決を目指すが、対応が複雑又は困難な事象



【レベルIV・V】学校内だけでは解決が困難な事象（重大事態）



熱中症症状別救急処置フローチャート

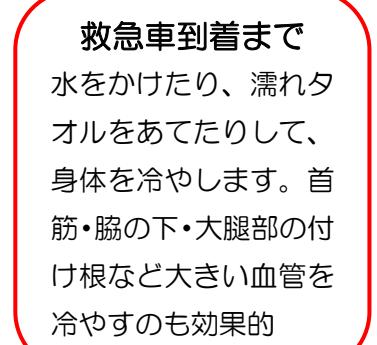
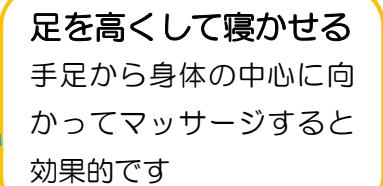
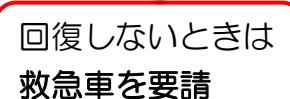
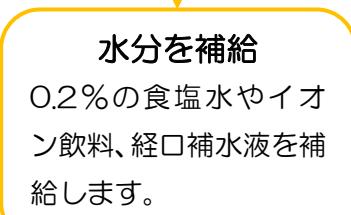
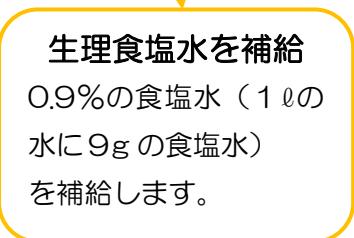
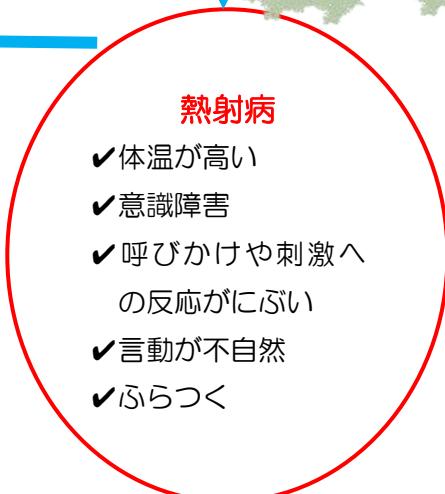
6 – (4)



涼しい場所へ移動：風通しのよい日陰、クーラーの効いている室内へ

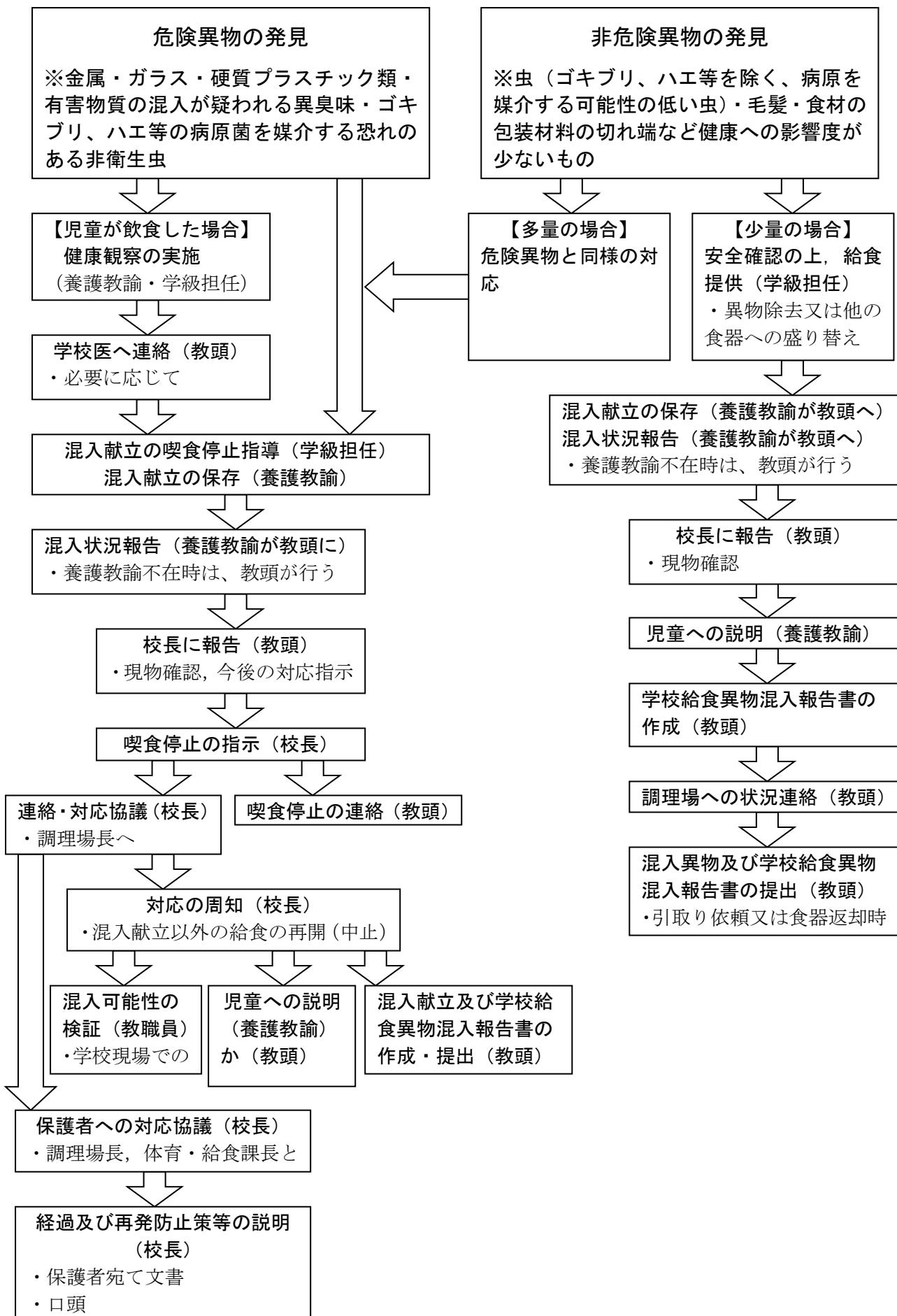


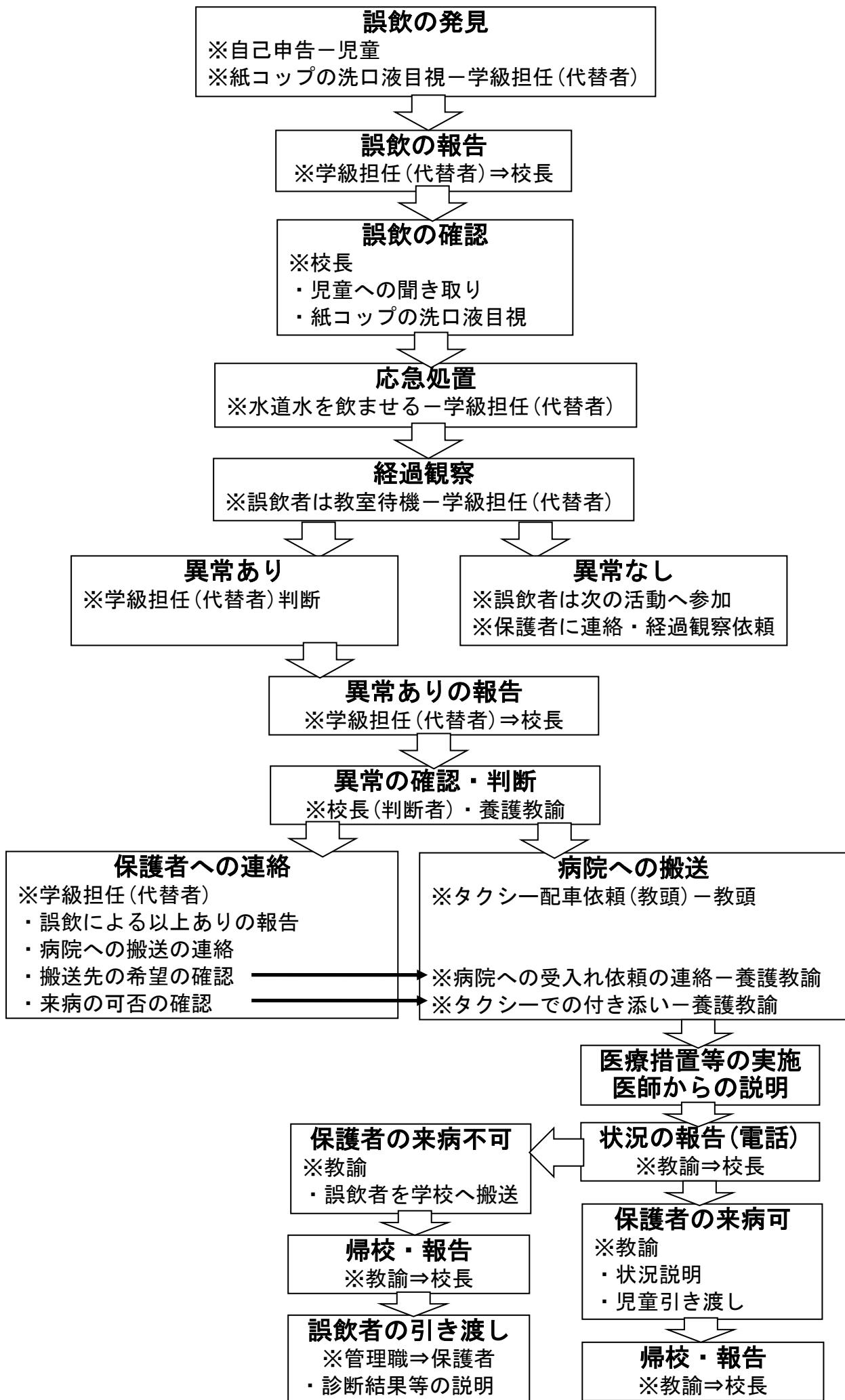
衣服をゆるめ、身体を冷やす：熱を身体の外へ逃がします



病院へ！！

6 – (5). 令和7年度 学校給食における危機管理マニュアル



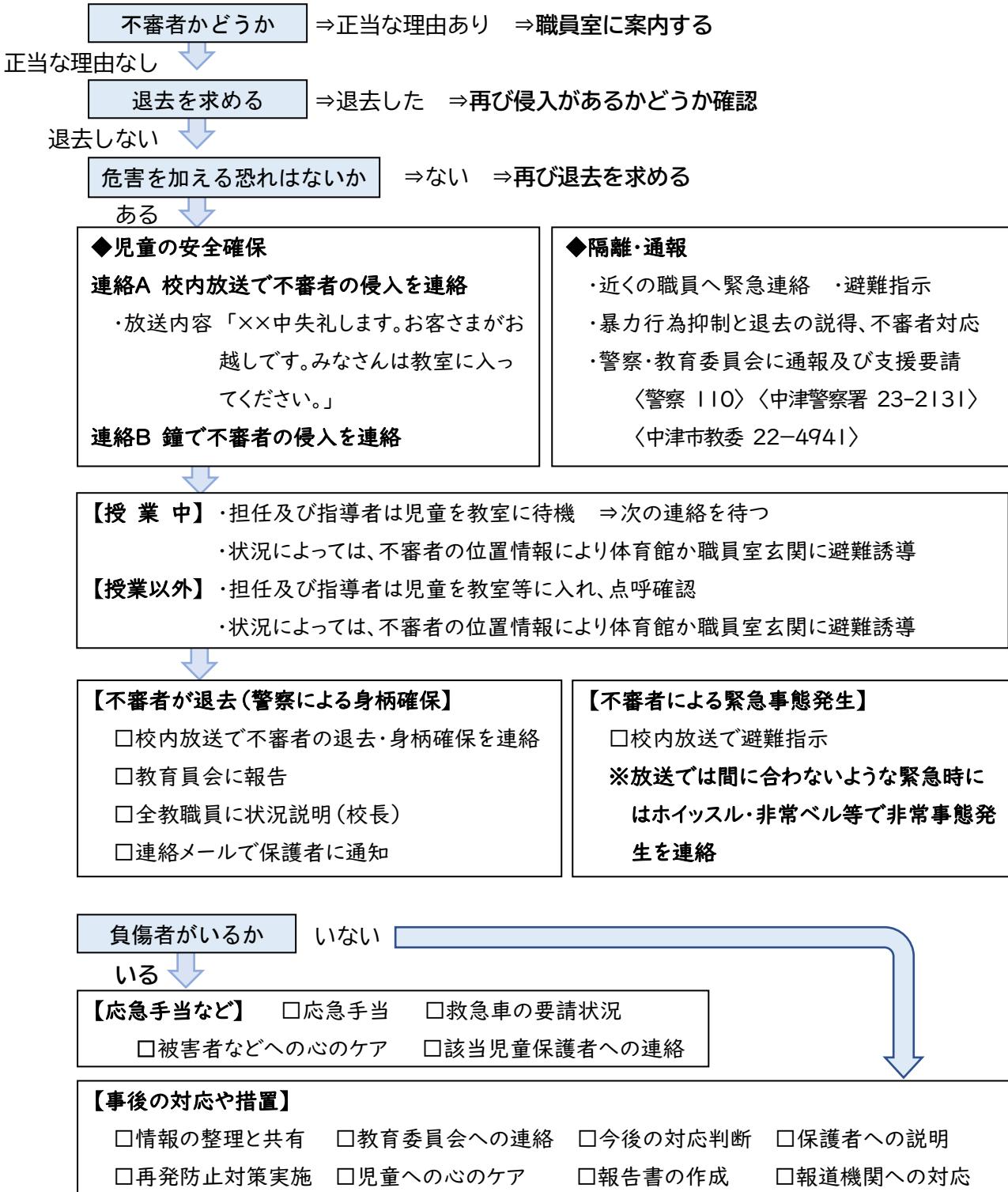


6-（7）. 校地内への不審者侵入における危機管理マニュアル

「不審者侵入の防止の3段階チェック体制」

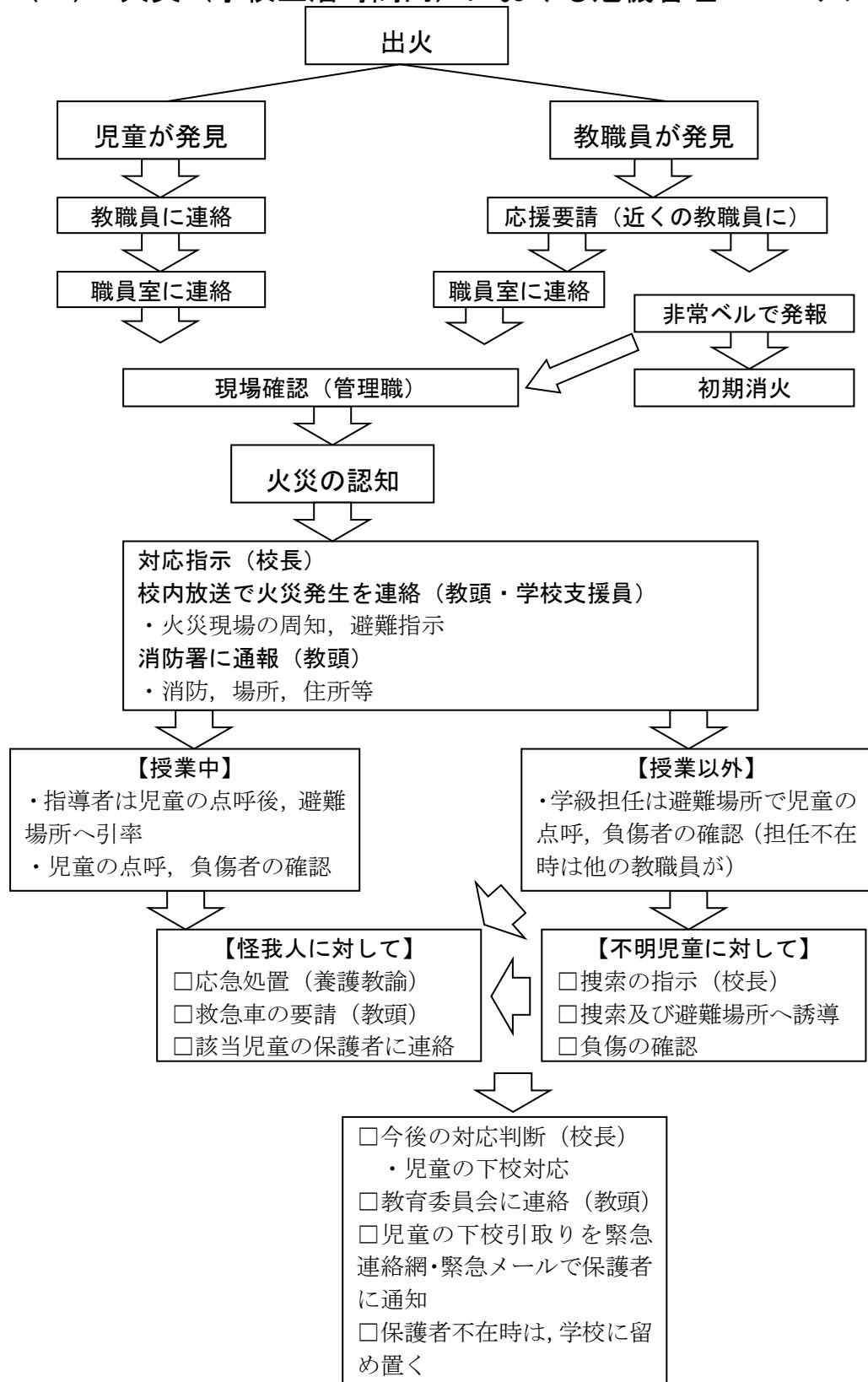
段階	具体的な方策
校門付近	学校用務員による様子観察、死角の排除、来訪者向け案内
校門から校舎の入り口まで	来校者向けの案内板の設置、インターホンの設置、防犯カメラの設置
校門から児童玄関の入り口まで	校長室から運動場側の様子観察、職員室からの様子観察、死角の排除
校舎の入り口	防犯カメラの設置、玄関での訪問者の確認、名札の着用、さすまたの設置

「関係者以外の学校への立ち入り対応」



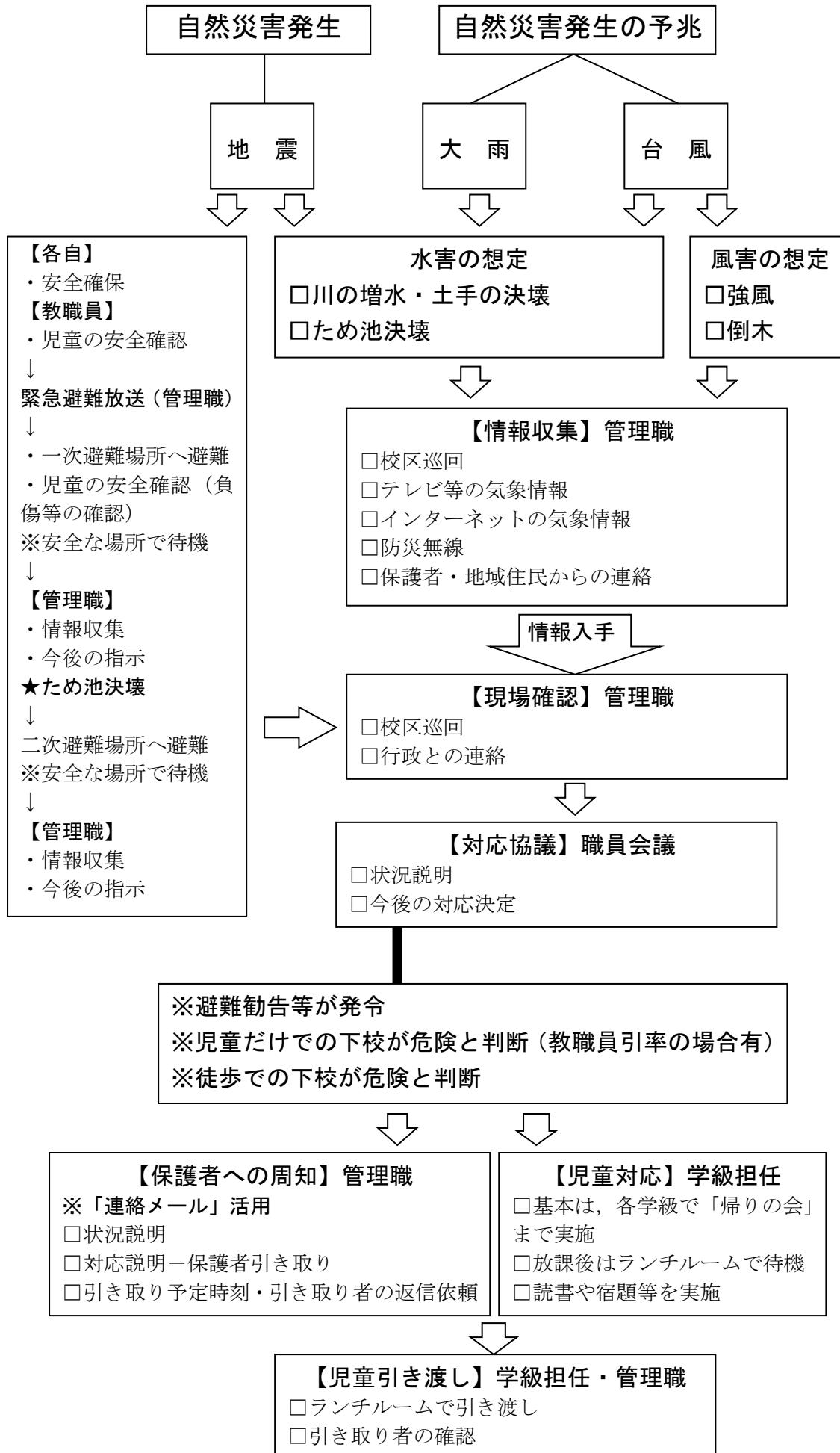
令和7年度

6 – (8). 火災（学校生活時間内）における危機管理マニュアル



令和7年度

6- (9). 自然災害時（学校生活時間内）の危機管理マニュアル



令和7年度

6-（10）. 弹道ミサイル発射に係わるJアラート作動時の危機管理マニュアル

中津市立深水小学校

想定1：弾道ミサイル通過

弾道ミサイル発射－Jアラート作動

【在校中】

【登下校中】

【登校前】

<p>□管理職の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・校長が対応判断・避難判断後、校内放送等で周知・情報収集 <p>□児童の対応</p> <p>《校舎外にいる場合》</p> <ul style="list-style-type: none">・1階ワークスペースと教室の間に避難 <p>《校舎内にいる場合》</p> <ul style="list-style-type: none">・各階ワークスペースと教室の間に避難 <p>□教職員の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・児童が避難している場所に移動して対応指示・カーテンを閉める	<p>□児童の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・近くの建物の中に避難・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護	<p>□児童の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・近くの建物の中に避難・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護
--	--	--



弾道ミサイル通過

【在校中】

【登下校中】

【登校前】

<p>□管理職の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・校長が避難解除判断・避難解除判断後、校内放送等で周知 <p>□児童・教職員の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・避難解除→通常活動	<p>□児童の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・避難解除・安全に配慮して登校及び下校 <p>□学級担任等の対応</p> <p>《登校時》</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の登校確認・未登校児童の安全確認 →管理職への報告 <p>《下校時》</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の下校確認 →管理職への報告	<p>□児童の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・避難解除・安全に配慮して登校 <p>□学級担任等の対応</p> <ul style="list-style-type: none">・児童の登校確認・未登校児童の安全確認 →管理職への報告・安全確認が取れない児童については、学級担任以外の教職員が対応
--	---	---

想定 2：弾道ミサイル落下の可能性あり

弾道ミサイル発射－Jアラート作動

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・校長が対応判断
 - ・避難判断後、校内放送等で周知
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - 『校舎外にいる場合』
 - ・1階ワークスペースと教室の間に避難
 - 『校舎内にいる場合』
 - ・各階ワークスペースと教室の間に避難
- 教職員の対応
 - ・児童が避難している場所に移動して対応指示
 - ・カーテンを閉める

【登下校中】

- 児童の対応
 - ・近くの建物の中に避難
 - ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護

【登校前】

- 児童の対応
 - ・近くの建物の中に避難
 - ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護



弾道ミサイル落下の可能性あり

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続

【登下校中】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続

【登校前】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続



弾道ミサイル落下の可能性解除（通過）

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・校長が避難解除判断
 - ・避難解除判断後、校内放送等で周知
- 児童
 - ・避難解除→通常活動
- 教職員の対応
 - ・避難解除→通常活動

【登下校中】

- 児童の対応
 - ・避難解除
 - ・安全に配慮して登校及び下校
- 学級担任等の対応
 - 『登校時』
 - ・児童の登校確認
 - ・未登校児童の安全確認
 - 管理職への報告
 - 『下校時』
 - ・下校確認→管理職への報告

【登校前】

- 児童の対応
 - ・避難解除
 - ・安全に配慮して登校
- 学級担任等の対応
 - ・児童の登校確認
 - ・未登校児童の安全確認
 - 管理職への報告
 - ・安全確認が取れない児童については、学級担任以外の教職員が対応

想定3：弾道ミサイル落下

弾道ミサイル発射－Jアラート作動

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・校長が対応判断
 - ・避難判断後、校内放送等で周知
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - 『校舎外にいる場合』
 - ・1階ワークスペースと教室の間に避難
 - 『校舎内にいる場合』
 - ・各階ワークスペースと教室の間に避難
- 教職員の対応
 - ・児童が避難している場所に移動して対応指示
 - ・カーテンを閉める

【登下校中】

- 児童の対応
 - ・近くの建物の中に避難
 - ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護

【登校前】

- 児童の対応
 - ・近くの建物の中に避難
 - ・近くに建物がない場合は、物陰に身を隠すか地面に伏せ頭部保護



弾道ミサイル落下の可能性あり

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続

【登下校中】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続

【登校前】

- 管理職の対応
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・避難継続
- 教職員の対応
 - ・避難継続



弾道ミサイル落下（臨時休業）

【在校中】

- 管理職の対応
 - ・児童の安全確認→市教委に報告
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・集団下校→自宅待機
- 教職員の対応
 - ・集団下校の引率
 - ・電話連絡にて児童の帰宅確認→管理職に報告

【登下校中】

- 管理職の対応
 - ・児童の安全確認→市教委に報告
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - 『登校時』
 - ・避難→登校→集団下校→自宅待機
 - 『下校時』
 - ・避難→帰宅→自宅待機
- 教職員
 - ・集団下校の引率
 - ・電話連絡にて児童の帰宅確認→管理職に報告

【登校前】

- 管理職の対応
 - ・児童の安全確認→市教委に報告
 - ・情報収集
- 児童の対応
 - ・自宅待機
- 教職員の対応
 - ・電話連絡にて児童の安否確認→管理職に報告